

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年12月17日(2009.12.17)

【公開番号】特開2008-93218(P2008-93218A)

【公開日】平成20年4月24日(2008.4.24)

【年通号数】公開・登録公報2008-016

【出願番号】特願2006-279381(P2006-279381)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 0 4 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月7日(2009.10.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機であって、

遊技中に演出表示を行うための表示パネルと、

前記演出表示を制御するためのコマンドを出力するサブ制御基板と、

前記サブ制御基板とコネクタで接続されるとともに、前記コマンドを受けて、前記表示パネルに前記演出表示を行う表示制御基板とを有し、

前記サブ制御基板と表示制御基板とは、レセプタクルとプラグからなり、2つの基板同士を電気的に接続するためのコネクタによって接続されており、

前記プラグは、

前記レセプタクルと電気的に接続するプラグ端子部と、

前記プラグ端子部の両側に、所定の間隙を設けて形成された側壁と、

前記側壁の外側に形成され、所定のハーネス接続用のコネクタに設けられたロック爪が係止する突起部とを有し、

前記レセプタクルは、

前記プラグ端子部と電気的に接続するレセプタクル端子部と、

前記レセプタクル端子部の両側に、所定の間隙を設けて形成された側壁とを有し、

該側壁は、前記プラグとの接続時に、前記プラグの突起部を外側から支持する位置に形成されている

遊技機。

【請求項2】

請求項1記載の遊技機であって、

前記プラグは、前記サブ制御基板に取り付けられている遊技機。

【請求項3】

請求項1または請求項2記載の遊技機であって、

両端にハーネス接続用のコネクタを有するハーネスと、

一端に前記レセプタクルと接続可能な第1の変換用プラグ、他端に前記ハーネス接続用のコネクタに接続可能な第2の変換用プラグを備える変換器とを有し、

前記サブ制御基板および表示制御基板の一方には前記プラグ、他方には前記レセプタク

ルが取り付けられており、

前記レセプタクルには、前記変換器を経て前記ハーネスの一端が接続されるとともに、該ハーネスの他端に前記プラグが接続されることによって、前記サブ制御基板と表示制御基板とが前記ハーネスを介して電気的に接続されている遊技機。